

言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 広瀬 大介
論文題目 リヒャルト・シュトラウス《無口な女》(1935年)
論文審査委員 田邊 秀樹教授、古澤 ゆう子教授、尾方 一郎教授

1. 本論文の構成

第1章 序論

- 1-1 研究の対象、先行研究など
 - 1-1-1 リヒャルト・シュトラウスを巡る一般的な研究の現状について
 - 1-1-2 リヒャルト・シュトラウス論の変遷
- 1-2 一次資料について

第2章 ツヴァイクとシュトラウス 《無口な女》成立史とその後

- 2-1 出会いの前： シュテファン・ツヴァイクのシュトラウス観
- 2-2 ホフマンスタール没後のシュトラウスとツヴァイクとの出会い
 - 2-2-1 初めての邂逅 シュトラウス回想録・ツヴァイクの日記をもとに
 - 2-2-2 新たなオペラ《サー・モロズス》
- 2-3 ベン・ジョンソンの原作《エピソード》との対比
- 2-4 作曲の過程 1932年
 - 2-4-1 順調な作曲
 - 2-4-2 シュトラウスが求めた助言：レチタティーヴォの導入
- 2-5 作曲の過程 1933年
 - 2-5-1 ヴァルター事件
 - 2-5-2 「リヒャルト・ワーグナー都市ミュンヘンの抗議」
 - 2-5-3 バイロイト音楽祭への復帰
- 2-6 作曲の過程 1934年
 - 2-6-1 次作の検討 I
 - 2-6-2 ナチスとの軋轢・『常設国際作曲家間協力委員会』など

第3章 《無口な女》事件とその後のシュトラウス

- 3-1 ナチス政府と「全国音楽局」
 - 3-1-1 全国音楽局の成立
 - 3-1-2 全国音楽局総裁・シュトラウス

- 3-1-3 総裁としてのシュトラウスの活動
- 3-2 《無口な女》事件
 - 3-2-1 次作の検討 II
 - 3-2-2 運命の手紙・1935年6月17日
 - 3-2-3 初演をめぐる騒動
 - 3-2-4 全国音楽局総裁の辞任劇
- 3-3 1935年以降のシュトラウス、ツヴァイクとナチス政府
 - 3-3-1 《無口な女》に対するツヴァイクの見解
 - 3-3-2 シュトラウスの不屈の精神：未完の《チェロ協奏曲》を例として
 - 3-3-3 1936年以降のシュトラウスの活動
 - 3-3-4 ウィーンとバルドゥール・フォン・シーラハ
- 3-4 《無口な女》の受難：シュトラウスは「ホモ・ポリティクス」か？

第4章 《無口な女》の音楽

- 4-1 はじめに・同時代の作品とその傾向について
- 4-2 シュトラウスの作曲法・スケッチなど
 - 4-2-1 シュトラウスの作曲技法
 - 4-2-2 《無口な女》のスケッチブック：第80番
 - 4-2-3 《無口な女》のスケッチブック：第81-86番・その他
- 4-3 音楽的手法：番号オペラとしての《無口な女》
 - 4-3-1 通作形式オペラと番号オペラ
 - 4-3-2 語りによる音楽の休止
 - 4-3-3 アリアによる音楽の休止
 - 4-3-4 「番号オペラ」への回帰の意味するところ
- 4-4 ライトモチーフについて
 - 4-4-1 シュトラウス作品におけるライトモチーフの類似性
 - 4-4-2 《無口な女》における動的・静的なライトモチーフ
- 4-5 声楽パートと合唱について
 - 4-5-1 ホフマンスタール作品における声楽の扱い
 - 4-5-2 コロラトゥーラ・ソプラノが主役に
 - 4-5-3 バス・バリトン役の重要性・《セヴィリアの理髪師》との類似性
- 4-6 オーケストレーションについて
 - 4-6-1 ベルリオーズの『管弦楽法』
 - 4-6-2 《無口な女》のオーケストレーション：ホルンの重要性
 - 4-6-3 シュトラウスの「音画法」
- 4-7 調性について
 - 4-7-1 音楽史における調性のイメージ

- 4-7-2 シュトラウスの調性のイメージ：ホ長調を中心に
- 4-7-3 《無口な女》の調性構造
- 4-7-4 《無口な女》における例外的な調性の扱い

第5章 まとめ

- 5-1 引用という名の「パステージュ」について
- 5-2 音楽と言葉に秘められたメッセージ・この作品も「自画像」か

付録A 《無口な女》配役・オーケストラ編成・あらすじ

付録B レコード録音・上演時のカットについて

文献表について

文献表・Bibliography

2. 本論文の概要

本論文は、その構成（目次）からもわかるように、ドイツ近代の作曲家リヒャルト・シュトラウス（1864–1949）のオペラ作品のひとつである『無口な女 Die schweigsame Frau』（1935年）についての、詳細なモノグラフィー（個別研究論文）である。

ポスト・ワーグナーのドイツの最も重要な作曲家であるリヒャルト・シュトラウスは、85年の生涯に、15のオペラをはじめ、数多くの交響詩、歌曲、室内楽などを残した。1890年代から20世紀初頭までの初期には、交響詩や室内楽、歌曲などが集中的に書かれ、オペラは、1905年に初演されて大成功を収めた『サロメ』以後、中期から後期にかけて『エレクトラ』、『ばらの騎士』、『ナクソス島のアリアドネ』をはじめとする数多くの作品が書かれている。シュトラウスのオペラ作品については、これまで、『サロメ』と『ばらの騎士』を中心とする1910年代までの作品が主要な傑作とされ、じっさい上演回数も多いのに対して、1920年代以降の作品については、総じて時代に対して「後ろ向き」と見なされ、「長生きしすぎた大家の時代錯誤的な作品」というような否定的なレッテルを貼られて済まされがちだった。また、シュトラウスのオペラでは、ウィーンの詩人ホフマンスタールの台本による諸作品が、この詩人への高い評価ゆえに優先的かつ特権的に高く評価されがち傾向が顕著であり、ホフマンスタールの死後、シュトラウスのために台本を書いたシュテファン・ツヴァイク、ヨーゼフ・グレーゴルなどとの協同作品は、一段格が落ちるかのような見方がされてきた。さらにこれに加えて、ドイツ音楽界の第一人者であったシュトラウスが、ナチズムの時代に「ドイツ音楽院総裁」という要職に就かされ、一時期ではあれ、さまざまな協力をさせられたという歴史的経緯もあって、シ

シュトラウスの後期の作品についてはつねにそうした先入観がつきまとい、作品の公平な評価がなされにくいという事情があった。そうした状況に変化が見られてきたのはシュトラウス没後50年の1999年前後からで、欧米の研究者たちによる実証的かつ公平な見方の研究書の刊行が相次ぎ、上演実践の面でも、ここ数年、後期のシュトラウス・オペラが、日本もふくめて世界各地の劇場でひんばんに取り上げられるようになってきている。著者のこの論文も、そうした近年のシュトラウス研究のめざましい進展という流れのなかでなされ、比較的知られていないシュトラウスのオペラ作品についての理解を深めることに大きく貢献しうると思われるものである。

第1章では、研究の対象に『無口な女』を取り上げる理由、意義が説明され、先行研究への言及とともに、作曲家リヒャルト・シュトラウスに対する従来の評価のありようが批判的に論じられる。

第2章は、このオペラの成立の経緯についての詳細な記述である。1929年にそれまでの台本面での協力者ホフマンスタールに先立たれたシュトラウスが、どのようにしてオーストリアの人気作家シュテファン・ツヴァイクをあらたな協力者として獲得するにいたったかが、シュトラウスとツヴァイクとの間でかわされた往復書簡、フランスの作家で大のシュトラウス・ファンだったロマン・ロランとシュトラウスとの間でかわされた往復書簡、さらにツヴァイクとロランの間の往復書簡という、3つの資料の精密な検討を通して綿密に跡づけられ、このオペラの成立の過程が当時の時代状況との関わりをなかで多面的に明らかにされる。ツヴァイクが台本を書くにあたって下敷きとしたイギリスの劇作家ベン・ジョンソンの喜劇『エピソード』とツヴァイクのオペラ台本との比較検討では、ツヴァイクが原作に加えたさまざまな改変のもつ意味が論じられ、シュトラウスがツヴァイクの台本に強く魅了され、作曲への意欲を燃え上がらせた、その理由が明らかにされる。また、1932年から35年にかけてというこのオペラの創作の時期は、ナチス政権の成立の時期と重なっているため、この間、シュトラウスの身の上に降りかかったいくつかの政治的な事件についても、最新の資料を駆使して詳しく記述されている。

第3章では、1935年に行われた『無口な女』の初演をめぐるいきさつが、関連する資料の批判的検討にもとづいて詳しく記述される。ユダヤ系オーストリア人であるツヴァイクを台本作者とするオペラの上演を阻止しようとしたナチスに対して、シュトラウスがどのように抵抗し、初演を実現させたか、そして初演直後にドイツ音楽院総裁を辞職するに至ったかといういきさつについて、さらにその後のナチス政権下でのシュトラウスの創作活動についても、興味深い数々のエピソードを交えながら、先入観を排した公平な視点で記述されている。とりわけ、シュトラウスがドイツ音楽院総裁を辞職した時期に書きかけて途中で放棄した未完のチェロ協奏曲に注目し、これをナチズムへの抗議と反撥を表現しようとした作品であるとする著者の見解は、著者がミュンヘン留学中にリヒャルト・シュトラウス研究所でシュトラウス自身の自筆草稿にあたって研究した成果を盛り込んだものとして、とくに価値のある指摘であるといえよう。

第4章は、オペラ『無口な女』の音楽面についての精密な楽理分析である。個別の項目について詳しく紹介する余裕はないが、全体にわたって、国際基督教大学での卒業論文、修士論文でいずれもシュトラウスのオペラを取り上げ、着実な成果を積み重ねてきた著者の、音楽学研究者としてのすぐれた力量がうかがわれるものとなっている。著者は、ピアノとヴァイオリンの演奏に長け、大学オーケストラではコンサートマスターをつとめたりもした音楽の実践者でもあることから、こうした楽理分析にはとりわけ力が注がれており、教えられるところが大きであった。とくに、「シュトラウスの作曲法、スケッチなど」について書かれた[4-2]は、著者がミュンヘン留学中にシュトラウス研究所や州立図書館等に通い詰めて数かずの一次資料を精査した成果があらわれた、シュトラウス研究に寄与するところ大な部分といえる。

「まとめ」と題された第5章は、この『無口な女』というオペラがシュトラウスの創作活動のなかでもつ意義について論じたもので、著者が最も苦心したにちがいない部分である。著者はまず、シュトラウスが交響詩『英雄の生涯』、『家庭交響曲』、オペラ『ナクソス島のアリアドネ』、『カプリッチョ』、歌曲集『小間物屋の鑑』といった作品に顕著にあらわれているように、音楽作品で「自画像」を描くことを得意とする作曲家であることを説明した上で、そうした嗜好が自作からの、あるいは過去の作曲家の作品からのさまざまな「引用（しばしば言われる「パロディー」ではなく「パスティーシュ」としてのそれ）」の特徴的なありようと密接に結び付いているものであることを指摘する。オペラの歴史における最後の大物ともいべきシュトラウスは、バロック・オペラ、モーツァルトやロッシーニ、さらにはヴェルディやワーグナーから敬意と遊戯精神をもって引用を行いながら、自己アイロニーを投影した自画像を音楽で描くことを得意とした。この『無口な女』というオペラは、そうしたシュトラウスの本質的特徴を的確に見抜いていたツヴァイクが、そうした嗜好にきわめてよくマッチする台本を提供することによって、作曲家にその本領を思う存分発揮させることができた作品だった。作曲家シュトラウスはこのオペラにおいて、主人公である老人モロズスの人物像と自らを重ね合わせながら、味わい深い自画像を描くことができたのである。そうした意味で、このオペラはリヒャルト・シュトラウスというオペラ史最後の大作曲家のもっとも本質的な部分が引き出された作品であり、全体としては明朗な喜劇でありながらも最終場面では観客に深い感銘を与える作品となった、というのが著者の結論である。

3. 本論文の成果と問題点

今年で没後57年となるリヒャルト・シュトラウスは、ワーグナーやモーツァルトのような、いわばくまなく研究されつくした作曲家ではなく、10年くらい前からようやく本格的な研究が活発になり、従来多く見られた大雑把かつ図式的な理解や、少なからず党派的ともいえる政治的偏見にとらわれた見方が徐々に修正され、さまざまな側面から客観的な評価がなされつつある研究対象である。広瀬氏のこの論文は、そのようなりヒャルト・シュトラウスの作品のなかでも、ナチス政権との関わりという歴史的背景もあって少なからず白眼視され、本格的な個別研究が行われてこなかった『無口な女』というオペラ作品を取り上げ、その成立の過程を当時の政治状況

に周到的な目配りをしながら詳述し、作品の特徴を台本と音楽の両面から精密に分析し、この作品がシュトラウスの創作活動のなかでどのような意味をもつものであったかを説得力ゆたかに論じた、すぐれたモノグラフィーである。『無口な女』という作品について、これだけ徹底的に調べあげ、分析しつくし、その意義を説得力をもって論じた個別研究は、現在のところ日本はもちろん、欧米にも存在せず、その点において、この論文はリヒャルト・シュトラウス研究の進展に確実な寄与をする、すこぶる手堅い労作として高く評価することができる。

本論文の問題点としては、対象となっているオペラ作品についての成立史の記述と音楽面での分析が非常に充実しているのにくらべて、この作品がもたらした反響、批評、上演の歴史といった受容面についての記述がややもの足りないこと、また、台本面についての言及や分析が必ずしも十分とは言えないことが指摘されよう。さらに、対象をひとつの作品に限定したことでモノグラフィーとして密度の高い堅実な論文に仕上がっているとはいえ、シュトラウスがその後ナチス政権下でさらに創作した3つのオペラや、同時代の他の作曲家たちの活動や作品なども広く視野に入れながら論述したならば、後期のリヒャルト・シュトラウスについてのより包括的で興味の尽きない論文になったであろうと思われる。しかし、これらの問題はいわば望蜀の言であり、また著者自身も今後取り組むべき課題としてじゅうぶんに自覚していることが、平成18年1月15日に行われた口述試験においても確かめられた。著者がこの博士論文をさい先の良いスタートとして、今後リヒャルト・シュトラウスを中心とする研究をさらに深め、また広げてゆくことが望まれる。

以上のことから、審査員一同は本論文がすぐれた論文であると認め、一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると考えます。

4. 結論

2006年1月19日、学位請求論文提出者 広瀬大介 氏の論文および関連分野について、本学学位規定第8条第1項に定めるところの最終試験を実施した。

試験においては提出論文『リヒャルト・シュトラウス《無口な女》（1935年）』に関する問題点および関連分野について質疑を行い、説明を求めたのに対し、広瀬大介氏は適切にして十分な説明を以て応えた。

よって審査委員一同は、広瀬大介氏が学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有すると認定し、最終試験の合格を判定した。

平成18（2006）年2月8日

最終試験委員 田邊 秀樹 古澤 ゆう子 尾方 一郎